

特定開発事業の素案に係る公聴会 会議概要

1 公聴会名	特定開発事業の素案に係る公聴会
2 日 時	令和2年6月25日(木) 午前10時00分から午前11時28分まで
3 会 場	安曇野市役所 大会議室
4 出 席 者	公述人5名、開発事業者4名、報道関係者1名、傍聴者3名
5 市側出席者	横山都市計画課長、山田計画係長、中山主査、竹村主任
6 公開・非公開の別	公開
7 会議概要作成年月日	令和2年7月2日

会 議 事 項 等

1 開 会

2 あいさつ

3 公述の案内

4 公述

(公述人①)

おはようございます。この計画地の近隣に住んでいるものです。私はこの事業計画に反対しています。反対理由を今から述べさせていただきます。反対理由を述べる前に伝えておきたいことは、私たちは決して新しいエネルギーと言われる太陽光発電施設そのものに反対しているわけではないということです。それは強く言いたいと思います。ただ今回の計画の設置場所が住民の生活の場である住宅地であるということに反対しているということをご理解していただきたいと思います。

まず、第一に問題はこの建設計画が四方民家に隣接している住宅地であるということ。一方は道路を挟んでいますが、その隣接している民家から5mほどしか離れていない計画であるということです。さらにこの場所が安曇野市のハザードマップで土砂災害危険指定区域にあるということです。この場所は野立ての事業型太陽光発電施設を建設するのにふさわしい場所ではありません。安曇野市の土地利用ガイドラインの第2版24ページの第12条、アの太陽光発電施設等は、土砂崩壊、土砂流出、洪水などの災害発生の危険性の高い場所又は良好な眺望景観を阻害する場所には設置しないこと、と明記されています。また同じくガイドラインの26ページの特定開発事業認定に関する指針の(5)のイに周辺住民から理解が得られていること、とあります。今回の計画には周辺住民は反対しています。周辺住民は理解していません。私たちはこの公聴会の前に反対の意見書を提出させていただいています。隣接する3世帯とともに8世帯の反対意見を加え、13世帯の反対意見書が提出されています。いかに周辺住民が理解されていないかが、その数でお分かりになるかと思います。

昨年10月に開かれた第1回目の説明会から施主さん、事業者さんは、この施設の太陽光パネルの反射光による光の害はない。この施設に隣接する場所が温度上昇することはない。計算上では、むしろ涼しくなるという発言を繰り返し、私たち周辺住民の不安な声や心配に誠意をもって聴き、それに応えていくという姿勢がありませんでした。もし光害が無く、周辺の温度上昇も無いなら、その根拠となる資料を示してほしいとの私たちの要望には、個人宅の屋根に設置されている太陽光パネルのデータのみを示してきました。この野立ての太陽光発電施設に類似する規模のデータは示されませんでした。個人宅の屋根に設置されているソーラーパネル発電と中規模の発電施設では使用されるパネルの数も発電量も全く違います。ということは、周辺に及ぼす環境の変化、例えば、反射による光害、パネルが温められ

ることによって起こる周辺の温度上昇、変換時に発生する電磁波の量、どれを取っても全く違い、参考にはならないものだという事は明らかです。適切な情報を一切示さない誠意の無さ、周辺住民の理解を得ていこうという真摯な姿勢は残念ながら感じることはできませんでした。

近年、100年に一度と言われる自然災害が毎年のように起こっています。昨年はまさかの千曲川の氾濫で長野県民も大きな被害を受けました。今もなお、不便な生活を送っておられる方々、一日でも早く日常の生活に戻られることを祈ります。この災害を通して、地域社会の助け合いが、いかに大切であるか、日頃からお互いの生活の場である地域の人々との良き関係がいかに大切であるか、考えさせられました。もし、この発電施設が建設され、そこに千曲川を氾濫させた規模の雨量がまた、千葉の太い鉄柱を倒してしまう風量の風に見舞われたらどうなってしまうのでしょうか。パネルは飛ばされ、土台もろともパネルは流され、周辺の民家に大きな被害が及びます。飛ばされるのはパネルだけではありません。もちろん周辺住民の家の屋根の瓦が飛ばされるかもしれない。外に置いておいた家庭で使用している道具が飛ばされるかもしれない。お互いに多大な迷惑を掛け合うかもしれない。しかし皆、地域に住む顔を知っている仲間として、同じ生活の場に生きるものとして助け合うことと思います。しかし、施主さんや事業者さんはここには住んでいません。ご自身のご自宅も被害にあわれたら、そちらをまず最優先にするのは当然です。そうなれば、この施設がもたらす被害は放置されることとなります。

施主さん、事業者さんは保険に入ると言われていますが、その保険の内容が開示されたところ、自然災害に関しては保証されない保険です。それでは、自然災害に対して何一つ保証されません。私たちのこの建設に対しての不安、施主さん、事業者さんへ不信は高まるばかりです。太陽光発電施設の建設の計画が白紙に戻ることを強く希望します。

また、これを機に安曇野市の大切な観光資源でもあり、大切な財産でもあり、誇りでもある自然環境、自然が織りなす素晴らしい眺望景観、そしてそこを生活の場にしている住民、その生活を守るためにも、このような太陽光発電を住宅地に設置する場合の明確な基準。例えば、近隣住民から少なくとも50mは離れていることなど、ガイドラインに明記するための検討会を是非始めてほしいと安曇野市には強く希望します。

続いて本日出席できない方の意見を代読させていただきます。

太陽光発電施設の設置に反対するものの一人です。太陽光発電自体に反対をするのではなく、設置する場所に問題があり、住宅地や田園風景の真ん中にあることが問題であります。具体的な反対理由は他の方が説明をしてくれるので、重複のないように、私は一般的な生活者としての意見を言わせてもらいます。私はこの安曇野の景観に惹かれて土地を買い求め、家を建て、50年余りになります。毎朝西の窓のカーテンを開けて、光り輝くアルプスの峰々を眺めるのが、その日一日の生活のスタートであり、元気の源でもあります。更に北の窓からは、私どもと同じように、この景色を堪能して暮らす家々が見られるのどかな風景です。そのような生活空間に突然自然景観とは調和しない巨大な物体が出現するので。今回この計画が許可されると、遊休地や耕作放棄地を狙う事業者たちの手で住宅に隣りあった土地にまでもパネルが敷き詰められます。パネルを背にして毎日を過ごさざるを得なくなれば、パネル事故の被害、反射光の影響や気温上昇への影響など不安な材料ばかりです。

事業者は見解書で豊かな自然景観と言うが、この場所に展望台や観光施設があるわけでもない、との指摘ですが、名前の知られた観光施設でなければ、対象にはならないという意味でしょうか。長年にわたって住み慣れた私には、名のある景勝地に勝るのも、劣るものではありません。展望台や観光施設だけではなく、生活の場で、移住者が景観の恩恵を受ける利益、景観利益が認められています。事業者は認識を改めていただきたいと思います。更に事業者は植栽を予定しているということですが、施設の全てを囲む樹木の管理は簡単ではありません。木々の手入れを毎年行うことは、代が変わるとお子さんには負の財産となり、長年にわたり、適切に管理が続く保証もなく、心配です。

説明会で、20年後、30年後にこの施設が老朽化やコスト面で採算が合わなくなり、事業者がこの施設を継続できなくなった場合にはどうするつもりなのか、という住民側からの質問に対して、20年後、30

年後なんて先のことはわからない、と無責任な回答をしました。私たちは20年後、30年後もここを生活の場としてここに住み続けるのです。

また、安曇野市にお願いしたいことは、市外の一個人の利益のために田園都市安曇野市のイメージに大きなダメージを残さないでください。安曇野市はまちづくりの目標像として豊かな自然環境や景観、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくりを目指していますが、住宅地に接し、目と鼻先まで数多くの太陽光発電パネルが並ぶ光景は決してプラスにはならないと思います。長野県内の太陽光発電施設に関しては、この6月の半月間前半だけで、信濃毎日新聞に連日のように報道されています。記事の見出しで見ると、6月5日太陽光発電木曾町、6月6日太陽光発電を規制、大桑村が条例を改正、6月10日木曾の太陽光発電町議会計画立地視察、景観問題指摘、6月12日諏訪市委員会条例研究へ太陽光発電施設を含む設備規制、6月16日一面のトップ記事に諏訪メガソーラー撤退検討、6月17日、18日、19日及び20日諏訪メガソーラー撤退などと、各地で問題になっている様子ですが、太陽光発電は推進する反面、きちんとした法律というか、決まりごとが曖昧にしてきたことの欠点が表に現れてきた証拠です。この点についても安曇野市には、将来を見通した適切な判断をお願いいたします。

(公述人②)

私はこの事業計画に反対します。今日私たちの暮らしに電気エネルギーはなくてはならないものになっています。そして現在、太陽光発電からの電気エネルギーの恩恵を少なからず受けていると思います。太陽光発電の利便性や初期投資が少なく済む、特別な技術がなくても設置できる。世界的にみてもますます必要なものだと思います。また、自家発電を目的とした個人宅の屋根への設置などはこれからの地球環境を考えても推進されていくことでしょう。ですから、私たちは太陽光発電施設そのものに否定したり、反対しているわけではありません。野立ての事業型太陽光発電施設を住宅地に建てるということに問題があると、反対しているのです。まず、この素晴らしい景観を阻害する。そして、安全性の問題です。その一つ一つについては他の発言者と被るため割愛させていただきます。

現在、皆さんに多くの影響を与えているコロナウイルス感染拡大、今私たちの世界は今までかつて経験したことのないことになっていることです。この事業計画の第1回目の説明会が開かれた昨年10月にこのような社会になることを誰が想像していたのでしょうか。そうです。ソーシャルディスタンス。社会的距離を守ることが感染予防には大切であると叫ばれています。まさにこの手の太陽光発電施設においてもソーシャルディスタンス。社会的距離を考えていただきたいと思います。それは、事業型施設と住民の生活の場である住宅とのディスタンス、その距離です。

地球環境は大きく変わりつつあります。世界中に地震、竜巻、台風が起こっています。しかし、しかもそのレベルは100年に一度、1000年に一度と言われる非常に驚異的なものです。それにたくさんの命が奪われています。それは近年、まさに異常な環境で暮らしています。私たちは、これまでに想像できなかった風力、竜巻、台風、地震。本当に多く表れています。今まで想定した数より超えた数値が観測されています。長野県も昨年台風19号でまさかの千曲川の氾濫、多くの被害に見舞われました。氾濫した川がもたらした土石流で大きな被害を受け、半年経った現在も回復最中だと聞きます。そして、現在予定しているこの地域に安曇野市が定めるハザードマップにおいて土石流警戒地域となっております。この地域にこのような野立ての事業型発電施設を住宅地に設けるのは、わざわざ危険を生活の場に呼び込んでくるようなものです。もし災害に見舞われたら、その被害に遭うのは直接事業者ではなく、施主ではなく、そこに暮らす私たち周辺住民なのです。事業型太陽光発電施設は生活の場である住宅地ではなく、それに適した場所に建設するべきだと思います。そうすれば、双方にとっても利益になる事業となるのです。このような理由でこの計画に対して強く反対します。

そして、安曇野市にも事業型太陽光発電施設をどのような場所に建てるのが良いかを適切な明確で誰にでも分かるようにガイドラインを作成してほしいと願います。

(公述人③)

よろしくお願ひします。私は太陽光発電設置予定地の近隣の住民です。最初の説明会では、図面を見た時から賛成できる内容ではありませんでした。理由は、四方住宅に囲まれた閑静な住宅地に接近して前面にパネルを敷き詰める施設であること、境界からわずか5mと至近距離に全面設置すること、あまりにも住宅から接近しすぎています。我が家は、北側境界に1mの土手があり、パネルを設置すると、高いところで2mぐらい、合わせて3mぐらいの高さになり、それが、北側全面に設置すれば、風景が全く遮られます。実際計測したところ、100mぐらいの北側の2階屋根とアルプスの頂がわずかに見えるだけで、想像しただけでその圧迫感で不安が募ります。

よく新聞やテレビの健康番組を見ているとストレスが続くと精神障害でうつ病になる可能性があることが報道されています。感性は人それぞれ違います。他人にはわからない点もあると思います。そのようなことも大変心配しております。業者の見解書に対して、私の意見です。どの意見書も現状維持の表明のみで、具体的な管理についての提案もなく、意見のみを主張するのは無責任であると業者は指摘されましたが、私たちは太陽光発電施設に反対で問題をすり替えないでもらいたい。農地利用は別問題で、地主さんから相談があれば地域皆さんと知恵を出し合い、話し合いをしたいと思っております。反射光、気温上昇、環境悪化、全面パネル設置のストレス等、懸念の内容が抽象的で不明確で具体的に示せと、業者は指摘しながら、同時に立地条件、周辺状況などが複雑に関わるため、簡単には予測ができないとも書いてあり、あまりにも矛盾しています。私たちは科学者でも専門家でもありません。業者が予測できないものが私たちに分かるはずがありません。ただ言えることは疑念が解消されなければ賛成できません。反射光、温度上昇、風向等を実測したいが、現場にパネルを設置して経過観測をしたいと要望しましたが、色々理由をつけて業者は断り続けました。ことわざに、百聞は一見に如かずとあります。このように明確に答えが出るものをなぜ拒み続けたのか分かりません。このことに関しても、大いに疑念と不信感が募りました。業者自身の住宅に接近して太陽光発電を設置されても十分環境に配慮した適切な設備であれば、何の問題ではないと言い切っていますが、私たち住民から見ればこの設備は十分環境に配慮した適切な設備とは当然思えません。業者は計画地についてのみ、眺望、景観を要求する理由がない。また展望用の施設がある場所でもなく、現状維持する理由がないと業者は指摘しましたが、私たち住民は50数年前からこの素晴らしい風景の中で平穏な生活を過ごしたところで、展望用の施設があるか、ないかの問題ではありません。また、計画地についてのみ、景観を要求するものではありません。この地域全体の景観を大事に守りたいのです。なお景観法によって、保証されているので業者の認識が足りないのではありませんか。

私たちは化石燃料に代わる太陽光エネルギーの利用は大いに賛成ですが、設置する場所には大いに考えてもらいたい。自分たちにとっても、地域にとっても、また子供たち、孫たちにとって安曇野の大切な自然を壊してはならないし、景観を守るのが現在の私たち地域の責任だと思っています。以上疑念も多く、諸事情も考えれば、当太陽光発電施設の設置に反対します。なお前に提出した意見書とともに十分審査して私たち住民の要望に応じてくださるようよろしくお願ひします。

(公述人④)

私は太陽光発電設置予定地の近隣の住民です。このような四方住宅地に囲まれたところになぜ設置しなければいけないのか私には理解できません。説明会では事業者さんは気温上昇も反射光も影響は一切ない。また設備も法律に従って絶対安全ですと、言い切っておりました。生活環境は悪くはなっても決して良くはなりません。なぜならば、あまりにも住宅地に接近した場所にパネルを全面に設置されたら、心理的悪影響が必ずあると思います。私も化石燃料とする火力発電、また原子力発電の事故に見られるようないつ解決ができるのかわからないものより、太陽光発電は反対するものではありません。いくら有効地があるからと言って、周りに住宅地がある場所が適切だとは思いません。また近隣住民もこの計画に賛成する人はいません。世間に物言わせ、地主でない外部業者の利益のために近隣住民が迷惑するのは、我慢できません。私は難しい理解はわからないけど、不安が解決できないこのような太陽光

設置は反対します。

(公述人⑤)

新型コロナウイルス対策のご多忙の中、公聴会で意見を述べる機会をいただき、お礼申し上げます。私たちはこれまで太陽光について、特に関心も持たず、知識もありませんでした。我が家の近隣に250枚余りのパネルが並ぶ計画を知らされて、改めて太陽光について考えさせられています。再生可能エネルギーは国の重要施策であり、太陽光発電施設そのものに異論を申し上げるものではありません。しかし、超大型自然災害が毎年のように各地で発生し、今年の台風19号では千曲川の堤防が決壊して長野市の広域に浸水被害を及ぼしたことは、予想外のことが身近なこととして起こる現実を知らされました。このことは自然災害の発生時に太陽光発電施設では、どのような事故が発生しているのか、施設と隣り合わせになるのかは、私たちは不安が大きく、事故の実態と危険性リスクを知るべきであると考えます。

経済産業省が公開してある資料等から問題点の洗い出しと整理を行いました。お手元のプリントは参考資料から引用した要点です。限られた時間内での説明は不十分な点の補いとしてご覧ください。米印の数字は資料最後にあります。ちなみに説明会で安全性についての質問に対して事業者は法と設計基準に従って進めると、一言の回答でした。太陽光発電施設について50kW未満は小出力発電施設に分類されています。特に10kW未満は家庭型と称されて、自家消費の屋根に設置するタイプであり、長野県、安曇野市が推奨して補助対象でもあります。10kW以上で50kW未満は事業型用と称して、主に電気を売るのが目的の地上に設置するタイプであり、野立てとも言われております。本日ここでは、10kW以上50kW未満の野立て事業型施設に限定して述べるもので、家庭型ではないことを最初に申し上げます。太陽光発電施設は平成24年(2012)にFIT(固定価格買取)制度が開始された翌年頃から急激に拡大しました。特に野立て事業型は55万件に急拡大しました。2012年のFIT以前には家庭型の屋根置きタイプであり、事故の記録もありませんが、FIT実施後、野立て設備の増加とともに事故の件数も急増しました。資料の項目ウの事故件数の推移表をご覧ください。最も事故が多かった2017年には89件発生しております。その地域で観測された過去最大の風力を設計の基準としてその値を大幅に超過する強風が事故の原因である、パネルの飛散や架台の倒壊など周辺に被害を及ぼす事例が発生しました。ここに文書があります。太陽光発電協会のホームページにも掲載されていることから業者や関係の皆さんには周知されていると思います。平成28年、経産省の電力安全課長が業界団体宛に事故防止を周知するよう要請をした文書です。その一部が資料(キ)にあります。この文書を契機として、国は対応に動き出している。太陽光発電施設を見直すため非常に重要なポイントであります。この文章の内容は最近パネルの飛散事故等が見られていて、前年の台風の事故では、発電所構外に飛散した太陽光パネルにより、多数の住宅や車両を損壊するという事故が発生していますと、強風による太陽光パネルの飛散とそれによる被害を明確に認めております。その後国は事故の実態調査と業界の保安実態調査を実施しております。調査の結果として、資料(ケ)の国の事故対応の検討(中間報告)の中で現行の法律、技術基準共に実態と乖離しており整備が必要であると指摘しました。この指摘に対して私は少なからず驚くとともに、太陽光発電施設に潜在する危険リスクに対して不安感が一層大きくなりました。特に、法律の問題点としては太陽光発電に特化した法律がないことです。電気事業法等の関連する法令の一部に太陽光発電に関する事故に加えられている。言わば間借り的な状態の法律です。更に50kW未満の施設には事故報告義務がなく、施設の設置者に義務付けられる規制も免除される。規制が非常に甘いことが懸念されます。また、技術基準の問題点としては、50kW以下の施設には民間団体である太陽光発電協会が策定したガイドラインやチェックリストが適用されております。身内の基準では、科学的根拠があるのか、そのような疑念が持たれます。

国は現在、専門家ワーキンググループによる太陽光発電施設の安全対策の検討中であり、昨年11月に出版された中間報告では、1点目として太陽光発電に特化した技術基準の整備、2点目としては、耐風圧テストのため、風洞試験など国の研究との連携が必要となる。それまでそのような試験はなされてなか

った。現行の損害保険では、太陽光発電施設の事故には適用できない。不十分である。今後損害保険協会と検討が必要だと指摘されています。しかし結論は今後です。

まとめますと、1点目としまして、近年太陽光発電施設の計画上の最大風速、最大雨量を大幅に超す自然災害が頻発している。2点目としまして、自然災害に野立ての太陽光発電施設のパネルが強風に飛ばされて、住宅や車を損傷する事故等が起きている。3点目としまして、現行の太陽光発電施設に関わる法令、技術基準共に実態と乖離しており、整備が必要とされている。これらは野立て事業型太陽光発電施設の問題点として指摘されます。更に現在、国は安全対策を検討中であり、今後の方向は未定であることが指摘されます。いずれの問題点も避けることや早急な解決は容易ではありません。事業者が説明する現行の法に基づく太陽光発電施設では、隣接する住民に対して安心と安全の確保が非常に厳しい状況です。危険な施設と隣り合わせに耐えることができない。このことから私は住宅地に野立ての事業型太陽光発電施設を造ることに強く反対します。

最後に、太陽光発電は場所さえあればどこにでも可能ではなく、太陽光発電は周辺の安全のため、場所を選ぶ必要があることを市民の皆さんに訴えたいと思います。行政には、良好な住環境と安全な暮らしを守るために、不安を抱えて悩んでいる市民がいることをご理解いただき、このような問題が生じることのない施策をご検討いただけるようお願いいたします。

(事業者①)

よろしく申し上げます。資料に沿ってご説明させていただきます。

皆さまからいただいた公述申出書をあらかじめ送付いただきましたので、それに対する回答と基本的な私の考え方をまとめてきてあります。全部で4ページございますが、皆さまのお手元にはとりあえず2枚いつております。表面、裏面になっているかと思しますので、これに沿って説明、見解を述べさせていただきますと思います。では1/4ページ目、背景のところは皆さん太陽光発電を賛成だということなのでとぼします。ただしボーダーラインのところの土地を有効活用した太陽光発電を行う本案件についても法律や条例、各種ガイドラインに沿って適切に設置するよう推進していくことは非常に重要なことであり、ひいては地域やそれを取り巻く社会全体にも貢献する事業であると考えます。

当該地は、所有者様が長年にわたり耕作し、大切に管理してきたものの管理が困難になり、やむを得ず次の担い手を探しておりました。当方の発電所としての活用の提案を所有者様にご了承いただき売買契約をさせていただいております。所有者様の意をくみ大切に活用させていただきたいと思っております。一方、反対を表明されているご意見には現状維持の希望の表明はありますが、当該地の将来の具体的な維持管理について提案を示したものはありません。現状の変化を好まない意向について反対するものはありません。しかしながら、現状維持にしても誰かが何らかの負担をしていかななくては成り立ちません。やむを得ず耕作放棄地となっている問題となる例が多いことはご存じのとおりです。ご希望の現状維持のための具体的な方策についてなんら提案がないままに当計画についてご自身の意見のみを主張するのは若干無責任な部分があるのではないのでしょうか。私は大切な土地を有効に活用し将来につなげていくことが非常に重要であると思っております。上記の基本的な考え方にに基づき、よりよい地球環境を未来の子供たちに渡すために丁寧に事業を推進してまいります。

経緯ですが、昨年10月より今年2月の4か月間にわたり4回各2時間越えの説明会を実施しております。質問、意見に対する回答はあらかじめ資料を郵送するなどして準備をして理解を得ようと努力をいたしました。双方の意見が出尽くし、説明会の終了のご了解を得たため開発許可申請の手続きに進みました。そののち開発許可申請に対する意見書への見解書の提示をいたしております。説明会や文書の意見書で指摘されたすべてのご意見、すべての質問について丁寧に回答し、すべて記録に残しております。また、ご意見、ご要望のうち対応できる部分については設計変更するなどして妥協点を探す努力を誠意続けてまいりました。

公述の内容に対する基本的見解です。本太陽光発電事業は関連法規に基づき計画、設計をしております。法に照らして不十分な部分はないものと確信しております。公述の内容に記載された事柄について

は誤解と思われる記述や事実と違う指摘があります。また、反対の理由として指摘していただいた事柄についてはすべて説明会で説明と協議を実施済みの内容です。新たな課題提起はありません。議事録に都度結果を記載しております。また、意見書に対しても見解書として重ねて回答しております。しかしながら公述申出書に記載のご提案、ご要求についてはその根拠はいまだ不明確です。指摘の根拠を明確にさせていただきたい旨を説明会や見解書で重ねて依頼してまいりましたがご回答いただいております。

当方の意見や見解と公述の内容に記載のそれとに相違があることは非常に残念です。しかし、昨年10月から4回9時間にわたる説明会の開催と、議事録、資料の送付、既存施設の現地視察の提案、意見書、見解書のそれぞれの表明を経て、設計変更などで妥協点を探してまいりました。それらをもってなお、それぞれに見解が違うのはある程度やむを得ないものと思います。引き続きできる限りご理解を得られるように努めてまいります。

ここから先は皆さんが申出書に記載してあった内容について重要だと思われるところを掻い摘んで回答しております。今までにすべて文書にしてありますが、新しい内容はあります。新しい言葉としてはソーシャルディスタンスという言葉がありますが、他は既にお互い議論しつくした内容であります。

では説明します。(公述) 公述人③のご意見、ソーシャルディスタンスが大切。(見解) 説明会で公述人①から依頼のありました植栽の設置、5メートルの緩衝地帯の設置、電柱の配置位置変更を含め住民の方からご意見のあった以下の事項に設計変更により対応いたしました。ご依頼の条件以上の対応をいたしますのでご指摘の問題はありません。同様のご意見に対する対応方針は説明会のほか、意見書に対する見解書の添付資料にて文書でも回答済みです。ご確認ください。①設備の高さは市道からの眺望を妨げる高さに設置しません。②隣地から5メートル以上の緑地帯を設け、設備を敷地中央に配置します。③敷地周辺に植栽を配置します。④パネルや緑地帯などの設備は黒色と緑色を主体とする配色となり華やかな配色をしません。⑤集電箱及び電柱を敷地中央に移動します。これらは皆さんのご要望に沿った内容になっていると思います。

続いて、(公述) 公述人①の住民の理解が得られていない。(見解) 事業の内容についてのご理解はいただいているものの事業の実施そのものにご賛同いただけていない状態だと思います。お一人でも反対者があるがために合法的な事業が推進できないのであれば、憲法で保障された職業選択の自由やそれに伴う営業の自由の権利を行使できないこととなります。一方の意見で他方の権利を行使できない、もしくは制限されることが万が一にも起こるとすれば不正義だと思います。なお、昨年10月より2月まで4回計9時間にわたり説明会の場で丁寧に説明してきましたが、こちらの姿勢が通じなかったことは誠に残念です。その後提出された意見書に対してもすべての項目に正面から見解を示し理解がさらに進むよう努力しました。事業内容を正確にご理解いただいたうえで賛同いただくことがもちろん一番望ましい状態です。しかしながらそれぞれの方の意見や考えに違いがあることから全員の方に賛同いただくことができませんでした。それでも反対意見を尊重し、できる限り妥協点を見つける努力をし、実際に設計変更などにより対応いたしました。

続いて(公述) 公述人①の土砂災害危険指定区域です。(見解) 安曇野市の景観条例の基準に沿って設置します。土砂流出や土砂崩壊については国土交通省の条件を満たした内容で認可を受けます。第3回説明会において同様の質問を受けて回答し、議事録に残し、かつ議事録を送付させていただいております。再度ご確認ください。

続いて(公述) 公述人③の近隣との距離が近い圧迫感からストレスになり健康が侵される心理的悪影響が心配というご指摘です。(見解) 近隣住民の方の健康被害にならないように設計、管理いたします。先ほどご説明したように敷地境界からの距離を確保し、設備の高さを制限する、華やかな配色を用いないなどの設備側の対応と植栽や緑地帯の配置などを実施します。よって本設備がほかの住居や建造物に比較して特別圧迫感を感じるようなものにはなりません。また、敷地との境界には植栽を配置し直接設備が見えないようにいたします。よって影響はないか、あっても軽微であると私は思います。

続いて(公述) 公述人③のパネルを置いての実測の要望を説明会のたびに断り続けた業者への不信感

が強いというご意見です。(見解) 実験の依頼を受けたのは第4回説明会の1回のみです。その席上で実験が困難であることを明確に説明しお断りいたしました。議事録にも残し送付済みです。また、意見書でも同様の意見がありましたので見解書として文書でも再度回答しております。丁寧な説明会を心掛けておりましたが、誤解により不信感を持たれた点については反省いたします。実験が困難な理由は実験の時期や時刻などで太陽の位置や日射量が変化し、一番不利な状況を再現できないためです。代案として塩尻市の太陽光発電施設の視察を提案し議事録に残しました。そこで開示している設備を案内し代替え案とすることで了解を得ました。

続いて(公述)公述人④の市外の業者の利益のために安曇野市民である周辺住民が迷惑をこうむるのは我慢できないというご意見です。(見解) 近隣住民の方にご迷惑をおかけしないように法律に沿って十分配慮して事業を進めます。ご迷惑となることがあれば具体的に指摘してください。対応いたします。ご存じのように、居住地の自由、職業選択の自由、営業の自由は日本国憲法により誰でも保障された権利であります。事業者の居住地の違いを根拠にして営業地の選択や経済活動が制限されることは過去、現在までありませんし、未来にわたってもあってはならないと思います。したがって居住地の違いは反対の理由になりえないと思います。

続いて(公述)公述人①の事業者の世代が変わっても適切な管理が継続されるのか後日までの保証が心配である。(見解) どのようなことを指して保証とされているのかよく分かりませんでした。続いて、設備の維持・管理については私と設計・施工業者、電気工事担当会社の3者で行います。世代交代についてはご心配いただくことのないよう準備をしております。私に対応できなくなった場合は私の親族が維持・管理する予定です。管理の為に教育を実施済みで現在、関連免許も取得中です。既存の設備で実地研修もすでに10回以上行っており、これからも年に5回以上0JTで実地研修を行います。私と同程度以上の技量をもって同程度以上の管理を将来にわたって実施する準備をしております。本件においても複数回質問を受けた内容で都度同じ回答をさせていただき議事録に記載しております。確認してください。

続いて(公述)公述人⑤の太陽光発電の公衆安全上での危険性(火災、機器の飛散、崩落、落雪、落雷、感電、騒音、反射光、破損パネルの土壌汚染)について。(見解) 本設備においてはご指摘の不具合が発生しないよう関連法律、国、自治体の基準や指針などに基づいて設計しております。すべての性能において必要とする設計基準を達成しており適正な安全率も確保しております。よってご心配は不要です。ご指摘の潜在リスクについては説明会で都度説明し、質問に対してはすべて回答させていただいております。法律に基づいた設計・施工を実施する本設備に対して特別に関連法規や基準を超えて対応する必要があるとご指摘であれば、その特別であるべき根拠を示していただく必要があります。また過去の事故事例に基づいて、本設備と比較した結果で特別に危険と思われる部分があり、法律以上の対応が必要であれば具体的に指摘してください。

ご心配の内容について、説明会での指摘や意見書での技術的な事柄に起因する不安については十分な説明をもって解消していただくよう対応してまいりました。そのために都度住民の方のご心配の具体的な内容を明確にし、提示していただくように度々お願いしております。4回にわたる説明会の議事録や見解書での回答等の文書として残っておりますが、具体的な不具合に対してのみしか対策が立てられず回答できません。根拠が不明確な不安に対しては繰り返し誠意説明するしかありません。

事故例他の提示・調査について、ご指摘の潜在リスクについて否定するものではありません。しかしながら252万件の家庭用、55万件の事業用太陽光発電が全国に設置されている現在において、その潜在リスクが顕在化した問題も少なからずあると思います。よって、既設かつ同規模の太陽光発電施設の不具合に関する問題の有無から新設の施設の不具合を推定することが適当であると判断します。そこで、事業用低圧太陽光発電設備の不具合について調査しその対策とすべくインターネットでの検索、関連文献の調査等を行いました。事例は見つけれませんでした。本設備を施工する業者の長野県内90基を超える同規模の設備の不具合や、同業他社からの不具合情報もありません。上記のように太陽光発電設備が十分普及した現在においても問題となる例が容易に検出できないことから周辺住民の方の生活に影響

を及ぼすような不具合の発生リスクはない、もしくは極小であると推定します。これらを根拠とし、現在主に普及しているものと同様の機材・規模による太陽光発電施設を法律に沿って適正に設置するのであれば、問題となるような不具合は発生しないと結論して差し支えないと考えます。なお、昨年10月6日の第1回説明会において住民の方から「太陽光発電施設の不具合、トラブルは非常に多いためそのトラブルの裁判記録や記事はインターネットで容易に入手できる。」との発言がありました。こちらでは発見できない旨を伝えたと、住民の方が調査して第2回説明会に提示するとのお約束となりました。しかしながらその後提示はありませんでした。

先ほどの皆さんのご意見の中でいくつか誤りがありましたので、違うと思うところだけご説明します。四方向住宅という話でしたが、実際には一方向です。もう一方向は河川です。そして20年後、30年後の計画がないとおっしゃいましたが、何度も説明をさせていただいています。報道をいくつか説明いただきましたが、それをもって我々の設備と共通点が不明です。主に大型発電設備に関する発言が多いものですから、太陽光発電設備というくくりだけでは、議論にならないと思います。その記事のどの部分に共通点があるのか、説明をいただきたいと思います。あと、100年、1000年の災害が発生しているということですが、それについても具体的に我々の設備にどういった影響を及ぼすのか、明確な説明がないので対応のしようがありません。

(議長)

続いて、公述内容に係る質疑に移ります。

事業者の方の公述内容につきまして、公述人の方はご質問があれば挙手をいただきたい。指名された方以外は、ご発言を控えていただきますようお願いいたします。公聴会は説明会のように質疑を重ねて理解を深めていく場ではなく、原則として公述人の意見を広く市民の皆さまに聞いていただくという場でございます。したがってご質問は、ご自身が公述した内容に限り、お一人1回まで、質問時間は5分以内とさせていただきます。

事業者の方に対して、ご自身が公述した内容に関するご質問が複数ある方は、まとめてご質問をいただきますようよろしくお願いいたします。

(公述人⑤)

私のデータは見つけられなかったということですか。

(事業者①)

もう一度お願いします。

(公述人⑤)

私の今日の説明で不明な点はありますか。

(事業者①)

マイク入っていますか。

(公述人⑤)

今日お示しした資料は見られましたか。

(事業者①)

見てきました。

(公述人⑤)

いやいやそうではなくて。私がお示しした資料を調べれば、どのような事故があったのか、リスクがどのようにあるのか、その辺はご理解いただけたと思います。

(事業者②)

回答させていただきます。経産省の資料は検討させていただきます。それを実施設計に反映させております。公述人⑤のご指摘通り、法令とか技術基準ともに実態と乖離していると、特にこの部分だと思っておりますが、整備が必要だと経産省は最近特に強く言っている。実は単管の上にパネルが乗っかっているものをよく目にすると思います。実際この事故例は全部確認させていただきました。全部ではないです。7割です。ほとんどが今年の台風でパネルが飛散している。なぜこういうことが起きるかという、これは建築物じゃないんですよ。建築物じゃないものですから、建築基準法に一切関係なく、設計、施工することができるもの。こういうものに関して、自分はそれでいいのか。実は今回施工するのは、自分はずっとそういった形でやってきたんですけども、全て構造計算されています。構造計算して要するに建築基準法にあったものを用いるということは、基礎を作って、鉄骨を組んで、設置するというようなものを使っておりまして、今回は具体的なものを挙げてきていただければ、それと今回の違いがはっきりすると思います。この表示してある内容じゃなくて、具体的なのどの事故例でこうなったのか。これに対して今回やるものはどうですという形で。そういう問題があるものですから、建設省は逆に絡めて経産省のもうちょっと全体の…

(公述人③)

何言っているかわからない。

(事業者②)

要するに基準を上げていかなきゃいけない。ということで今検討に入っている段階です。以上です。

(議長)

今事業者がお答えしましたが、関連してご質問はありますか。

(公述人②)

質問というか、さっき言ったソーシャルディスタンスとかは。

(事業者②)

今公述人⑤の質問に対して答えた。

(公述人②)

何言ってるのかわからなかったの、もういいです。

(事業者②)

経産省の指摘に対してこういう事故例があります。そういう事故例に対して設計基準そのものが建築物じゃありません。しかしそういうものは、ちょっとした風ですぐ飛んでいくようなものではありません。それでも建築物じゃないものですから、実質的には造ることは自由にできちゃうんです。しかし自分としては考えられないということで逆にそれを提案しているわけではなくて、しっかり基礎を作ってその上に鉄骨を組んで設置するようなものを提案させていただきます。計算書もありますので、必要ならば市の建築指導課にお渡ししますので、ご確認いただいても結構です。今回の光地区に設置するものとは全く同じ計算をしてありますので、以上です。

(議長)

要は建築基準法とか法律などはないけれども、それに対して独自の安全な数値で設計して、安全施工するといった回答でよろしいですか。

(事業者②)

要するに経産省の事故例は大体それ以下の施設の設計をしているのです。そういう事故例です。それに代わるものがあればご提案していただきたい。

(公述人②)

じゃあ安全だという確証はありますか。

(事業者②)

それ以上でも以下でもない。

(公述人②)

これから造るものは、皆さんは絶対安全だと思って造るということですか。

(事業者①)

絶対安全という言葉は世の中にはないので、安全というのはある基準があり、そのレベルだと思うのです。事業者②が説明いただいたのは、今も基準は甘いので、あまりよろしくない太陽光パネルがあって問題が起こる場合がある。そういう過去があるということは承知している。したがって、事業者②と協議の上、我々ももっとしっかりしたものを、実績のあるもっとどっしりとしたものに施工、設計していただいて、それを設置いたします。それは基準としては建築基準法の耐風力、耐雪力、耐雨量全てに満足しているものでさらにそれを上回る設計をしておりますので、それほどご心配なさる必要はない。もし建築基準法でさっきの1000年、100年という話がありましたけれどもそれでは不十分だということであれば、そもそも今着工されている新築の住宅、あるいは我々が住んでいる住宅、そもそも成り立っていないわけです。もっと高い基準が必要です。我々は安全率をかけてさらに上の性能のものを設置いたしますが、基準とすると今はないものですから、やむなく建築基準法を使って、それプラスアルファというか、それに対する更に上回った性能を持つような設計にしている。したがって、絶対安全とは言えませんが、皆さんのおうちと同等以上の性能を持って、飛散するとか、倒壊するとかあまり考えなくていいのではないかと。ということをご説明差し上げます。

(議長)

その他ご意見はありますか。

(公述人①)

今皆さんがここで話されてお分かりになったように、常に質問に対しての答えはご自身たちが淡々と答えを話されるということがこの事業者さんのすごい特徴で、なぜ4回の説明会が、業者さんと施主さんは同意で終わったと言われていましたが、新しいことが出なければ終わりということで、まさに資料の1ページ目の最後に書いてあるようにそれらをもって、それぞれに見解が違うのはある程度やむを得ないものと思います。と書きながら、引き続きできる限りご理解を得られるように努めてまいります。と書いてあるという、じゃあ見解が違うのはやむを得ないなら見解が違わないようにどうすればいいのかというよりは、引き続き言葉上ではできる限りご理解を得られるように努めてまいります。ということで終わらせる。自分たちが相手の話に耳を傾けるのではなく、自分たちの言いたいことを言って終わ

ることがすごくいつもあるので、結局、意見の交換にはなっていなかったということ。例えば公述人③が自分のおうちからの眺望景観について話しているのに答えは市道から眺望景観は損なえないよ、みたいな。2/4のページで公述人③は今の自分の眺望を妨げているにもかかわらず、なぜか知らないけど答えは市道からなんですよね。それと土地の有効利用についてというところも、公述人③は地域の人たちと例えば、区とか地区とか市とかで話し合っただけでどうしていくかをこれから安曇野市と議員さんと市長を含めてこういったことを安曇野市で話し合っていくと言っているのに、なぜか聞いていても無責任じゃないかみたいな話にどんどん話がすり替わっているので、これ以上反対意見を言っても同じ繰り返しだと思うので、本当に安曇野市としての景観条例、土地利用ガイドラインの周辺住民から理解が得られていることということを含めて、土砂崩壊とか土砂流出、洪水などの地域住民の不安が払拭されていないことだけを考慮して安曇野市には考えていただきたいと思います。

(議長)

事業者さんからの回答は求めないということによろしいですか。

(公述人①)

今も申したように事業者さんの回答というのは私たちの質問に対して回答してくれるのではなく、自分たちの意見を一方的に述べられているだけなので、答えてもらったという実感が100%ない。なので答えてもらえない質問は人間誰もしませんから、意見を述べてくださいと言っているわけではなく、私たちは質問に答えてほしかったんです。不安だということに対して、じゃあどうしたら不安じゃなくなるのかという話をしたかったのに結局それはできずに今に至るので、最終的にこういう公聴会だとか意見書ということになっているのを安曇野市の土地利用審議会の方々には安曇野市の眺望景観と市民生活をどう守っていくのかということ、本当に自然が安曇野市にとって財産だということ、安曇野市としてどういう見解をしていくのかということ、私たちは考えていただきたいと思います。

(議長)

わかりました。それにつきましては土地利用条例ですとか制度がございますので、その運用の中で考えていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上で、公述内容に係る質疑を終了させていただきます。

以上